

議案第 1 4 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(匝瑳市情報公開条例の一部改正)

第1条 匝瑳市情報公開条例（平成18年匝瑳市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第42条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 匝瑳市職員の給与に関する条例（平成18年匝瑳市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第25条第3号及び第4号並びに第26条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市環境保全条例の一部改正)

第3条 匝瑳市環境保全条例（平成18年匝瑳市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市消防団条例の一部改正)

第4条 匝瑳市消防団条例（平成18年匝瑳市条例第131号）の一部を次のように改める。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市行政不服審査条例の一部改正)

第5条 匝瑳市行政不服審査条例（平成28年匝瑳市条例第3号）の一部を次のように改める。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 匝瑳市個人情報保護法施行条例（令和5年匝瑳市条例第2号）の一部を次のように改める。

附則第6項から第9項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 匝瑳市個人情報保護審査会条例（令和5年匝瑳市条例第3号）の一部を次のように改める。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正)

第8条 匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（令和6年匝瑳市条例第26号）の一部を次のように改める。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用に

については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（匝瑳市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の匝瑳市職員の給与に関する条例第26条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(参考)

匠瑳市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第41条 略 (罰則)	第1条～第41条 略 (罰則)	第1条～第41条 略 (罰則)	第1条～第41条 略 (罰則)	第1条～第41条 略 (罰則)	第1条～第41条 略 (罰則)
第42条 第23条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第42条 第23条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第42条 第23条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第42条 第23条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第42条 第23条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第42条 第23条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
以下 略	以下 略	以下 略	以下 略	以下 略	以下 略

(参考)

匠瑳市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改	正	後	改	正	前
第1条～第24条 略			第1条～第24条 略		
第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。			第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの			(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの		
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの			(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの		
第26条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。			第26条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。		
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合			(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合		
(2) 略			(2) 略		
2 略			2 略		
3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。			3 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。		

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略 以下 略	
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略 以下 略	

(参考)

匝瑳市環境保全条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第3条関係)

改	正	後	改	正	前
第1条～第55条 略 (罰則)	第1条～第55条 略 (罰則)	第1条～第55条 略 (罰則)	第1条～第55条 略 (罰則)	第1条～第55条 略 (罰則)	第1条～第55条 略 (罰則)
第56条 第29条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第43条第2項又は第48条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 第29条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第43条第2項又は第48条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 第29条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第43条第2項又は第48条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 第29条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第43条第2項又は第48条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 第29条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第43条第2項又は第48条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 第29条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第43条第2項又は第48条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(参考)

匠瑳市消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改	正	後	改	正	前
第1条～第5条 略 (欠格条項)	第1条～第5条 略 (欠格条項)	第1条～第5条 略 (欠格条項)	第1条～第5条 略 (欠格条項)	第1条～第5条 略 (欠格条項)	第1条～第5条 略 (欠格条項)
第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。
(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 略	(2) 略	(2) 略	(2) 略	(2) 略	(2) 略
以下 略	以下 略	以下 略	以下 略	以下 略	以下 略

(参考)

匝瑳市行政不服審査条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改	正	後	改	正	前
第1条～第11条 略 (罰則)			第1条～第11条 略 (罰則)		
第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 略			第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 略		

(参考)

匝瑳市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改 正		改 正 前	
後		前	
本則 略	本則 略	附 則	
1 ～ 5 略	1 ～ 5 略		
6 次の各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条第1項に規定する行政個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	6 次の各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条第1項に規定する行政個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略		
7 この条例の施行前において旧指定管理者の当該旧指定管理者に係る公の施設の管理の業務として旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において当該旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	7 この条例の施行前において旧指定管理者の当該旧指定管理者に係る公の施設の管理の業務として旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において当該旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第59条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		
8 附則第6項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前に置いて旧実施機関が保有していた旧個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	8 附則第6項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前に置いて旧実施機関が保有していた旧個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。		
9 附則第7項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前に置いて旧指定管理者が保有していた旧個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	9 附則第7項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前に置いて旧指定管理者が保有していた旧個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。		
以下 略	以下 略		

(参考)

匠瑳市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表（第7条関係）

改		正	後	改	正	前
第1条～第12条 略 (罰則)	第1条～第12条 略 (罰則)			第1条～第12条 略 (罰則)		
第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略	第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略			第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 以下 略		

(参考)

匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改	正	後	改	正	前
第1条～第40条 略 (罰則)			第1条～第40条 略 (罰則)		
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 以下 略			第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 以下 略		